

貯法 遮光、室温保存、密封容器

犬猫用止瀉剤

ディアバスター<sup>®</sup>注

## 【成分及び分量】

本品100mL中

有効成分	含量
硫酸ペルベリン	0.2g

## 【効能又は効果】

犬、猫：下痢

## 【用法及び用量】

ペルベリンとして下記の量を1日1~3回、皮下、筋肉内又は静脈内に注射する。

犬：体重1kg当たり0.2~3.0mg

猫：体重1kg当たり0.2~3.0mg

(ペルベリンとして)0.2~3.0mgの投与量は、本品として0.12~1.7mL)

## 【推奨投与量】

本品として0.15mL/kg

動物の体重	推奨投与量
1kg	0.15mL
2kg	0.30mL
3kg	0.45mL
4kg	0.60mL
5kg	0.75mL
10kg	1.50mL
15kg	2.25mL
20kg	3.00mL
25kg	3.75mL
30kg	4.50mL

## 【使用上の注意】

## (基本的事項)

## 1. 守らなければならないこと

## (一般的注意)

- ・本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤は獣医師等の指導の下で使用すること。

## (犬及び猫に関する注意)

- ・本剤の投与前には健康状態について検査し、使用の可否を決めること。
- ・本剤に対して過敏症等の既往歴のある動物には投与しないこと。

## (取扱い及び廃棄のための注意)

- ・本剤は、小児の手の届かないところに保管すること。
- ・外観及び内容に異常を認めた場合は使用しないこと。
- ・開封後は速やかに使いきること。
- ・本剤は、直射日光、凍結等を避け涼しいところに保管すること。
- ・注射器具は滅菌されたものを使用すること。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。

## 2. 使用に際して気を付けること

## (使用者に対する注意)

- ・誤って注射された者は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・使用した後、あるいは皮膚等に付着したときは、石けん等でよく洗いで十分流し落とすこと。

## (犬及び猫に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。
- ・本剤を注射する場合は、十分に観察しながら緩徐に行い、異常を認めた場合は直ちに投与を中止し適当な処置を施すこと。
- ・本剤は他剤の注射と混合した場合、結晶が析出することがあるので混合しないこと。
- ・皮下・筋肉内注射部位に、腫脹・硬結が起こることがある。

## (専門的事項)

## (重要な基本的注意)

- ・静脈注射する場合に速度が速すぎると、まれに振せん又は嘔吐することがあるので、注射速度はできるだけ遅くすること。

## 【薬理学的情報等】

## (薬効薬理)

硫酸ペルベリンは、腸内有害細菌に対して殺菌作用を示します。また、腸内でインドール、スカトールなどの有害アミンの生成酵素に拮抗し、腸内腐敗・発酵を抑制します。そのほか、抗炎症作用、ぜん動運動抑制作用、胆汁分泌作用、腸内細菌叢を正常に保持し腸管内の病原菌の増殖を抑える作用などにより、すぐれた治療効果を発揮します。

## (臨床試験)

急性下痢の症状がみられた犬を対象に、本剤を0.15mL/kg 1日1回で皮下投与したところ、臨床効果が確認された(総合改善率87.1%、完治に至るまでの平均日数は2.30日)。

改善を示した割合及び完治に至るまでの平均日数

試験群	プラセボ n=28	ディアバスター注 n=31
総合改善率	50.0%	87.1%*
平均日数	4.36日±0.26	2.30日±0.13*

\*p&lt;0.01 第163回日本獣医学学会学術集会

## 【包装】

20mL

## 【製品情報お問い合わせ先】

共立製薬株式会社 学術  
〒102-0073  
東京都千代田区九段北一丁目11番5号  
TEL：03-3264-7556

販売元



共立製薬株式会社

東京都千代田区九段南 1-6-5

製造販売元



リケンバツツファーマ株式会社

埼玉県入間郡越生町成瀬829-6

開発元



Veterinarian Medical Development CO.LTD

獣医療開発株式会社

©登録商標

獣医師、薬剤師等の医療関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。